

## 【2020 年第 8 号】

# 香港： 「香港国家安全維持法」施行

2020 年 7 月 6 日

陳 良諺 CHAN LEUNG YIN, MICHAEL

アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

T +852-2249-3053  
E MICHAEL\_LY\_CHAN@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行  
MUFG Bank, Ltd.  
(Incorporated in Japan with limited liability)  
A member of MUFG, a global financial group

2020 年 6 月 30 日、全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会は「香港国家安全維持法(以下『本法』)」を可決した。本法は「香港基本法」の附則三<sup>1</sup>に追加され、香港政府は詳細を同日 23 時ごろ公布し(2020 年第 136 号法律公告)正式施行となった。本稿では、本法の原文を整理し、その内容について説明したい。

### 1. 背景

中国政府は、これまでのデモ活動と民衆の反政府感情を鑑み、香港政府による「基本法第 23 条」立法化<sup>2</sup>の推進は非常に困難であると判断し、今年 5 月下旬に開催された全人代で、中国政府自らが当該法律の制定を進めることを決定した<sup>3</sup>。6 月中旬に審議開始、香港返還 23 周年前日の 6 月 30 日に可決という異例のスピードでの導入となった。

### 2. 主な内容

本法は、4 つの犯罪種類、即ち「国家分裂罪、国家転覆罪、テロ活動罪及び外国勢力と結託して国家安全に危害を加える罪」の定義と、本法の執行に関わる関連機関・部署の役割やその他規定にあたる細則を含む、6 章、計 66 条の条文から成る。以下、各章における注目すべき項目を紹介したい。

項目	概要(抜粋)
国家安全維持委員会の設置	(第 12~15 条) <ul style="list-style-type: none"><li>香港政府より「国家安全維持委員会」を設立し、中央政府の監督・問責を受ける</li><li>トップは行政長官で、中央政府からの事務顧問を設ける</li><li>当委員会の責務は以下の通り:<ul style="list-style-type: none"><li>(一) 国家案件情勢の分析、関連工作や政策の策定</li><li>(二) 国家安全の法制度及び執行メカニズム建設の推進</li><li>(三) 国家安全における重点工作及び重大行動の協調</li></ul></li><li>当委員会の工作は、香港のほかのいかなる機構、組織及び個人の干渉を受けない</li></ul>

<sup>1</sup> 中国の全国法律を香港にも適用させるための法律章である。附則三に加える法律は、国防、外交及びその他香港の自治の範囲に属しないと規定された事項に限られる

<sup>2</sup> 香港基本法第 23 条では、国家分裂活動や中央政権転覆などの逆行行為を禁じる条例を、香港政府自ら立法化することが義務付けられている

<sup>3</sup> 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2020 年第 7 号をご参照：<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-07JP.pdf>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 当委員会の工作内容は公開されない</li> <li>▪ 当委員会が下した決定事項は、司法の違憲審査を受けない</li> </ul>
香港警察処の 専門部門設置	<p>(第 16～17 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港警察処による国家安全維持の部門を設立</li> <li>▪ 当部門は、香港域外から専門人員・技術人員を招聘し、国家安全の関連任務を遂行可能</li> <li>▪ 当部門の責務は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 国家安全関連の情報収集及び分析</li> <li>(二) 国家安全関連の措置及び行動の計画、協調、推進</li> <li>(三) 国家安全関連の案件の調査</li> <li>(四) 反関与及び国家安全関連の審査の実施</li> <li>(五) 「国家安全維持委員会」の指示に基づいて国家安全工作を引き受ける</li> <li>(六) その他、本法の執行にあたり必要な責務</li> </ul> </li> </ul>
国家安全犯罪の 検察部門設置	<p>(第 18 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 律政司より、国家安全関連の犯罪案件の検察部門を設立</li> <li>▪ 「国家安全維持委員会」の同意を得た後、部門の検察官を任命</li> <li>▪ 部門の責任者は行政長官が任命、行政長官は事前に「国家安全維持公署」の意見を徴求</li> </ul>
国家分裂罪の定義	<p>(第 20～21 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家の分裂、国家統一の破壊を目的とする以下の行為の組織、計画、実施及び参加は犯罪にあたる(武力の使用あるいは武力による威嚇を問わない)： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 香港特区あるいは中国のその他の部分を中国から分離させること</li> <li>(二) 香港特区あるいは中国のその他の部分の法的地位を不法に改変すること</li> <li>(三) 香港特区あるいは中国のその他の部分の統治を外国に移転させること</li> </ul> </li> <li>▪ 上記犯罪を扇動、共助、教唆する、資金または物品を援助する行為も犯罪にあたる</li> </ul>
政権転覆罪の定義	<p>(第 22～23 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 武力、武力による威嚇、その他不法手段によって国家・政権の転覆を目的とする以下の行為の組織、計画、実施及び参加は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 中国憲法によって確立された中国の根本制度を覆したり破壊したりすること</li> <li>(二) 中国中央政府機関あるいは香港特区政府機関を覆すこと</li> <li>(三) 中国中央政府機関あるいは香港特区政府機関の法に基づく職能に対して、重大な干渉、妨害、破壊を行うこと</li> <li>(四) 香港特区政府機関の職務場所、施設、あるいは正常な業務に対する攻撃、破壊を行うこと</li> </ul> </li> <li>▪ 上記犯罪を扇動、共助、教唆する、資金または物品を援助する行為も犯罪にあたる</li> </ul>
テロ活動罪の定義	<p>(第 24～28 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中央政府、香港特区政府あるいは国際組織への脅迫、または一般大衆を威嚇して政治主張を実現するために、以下の社会に対する危害を与える恐怖を生み出す、あるいは生み出す意図を組織、計画、実施、参加する、および実施を威嚇する行為は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 人に対する重大な暴力を行うこと</li> <li>(二) 爆発、放火、毒物・放射性物質・伝染病病原体を放出すること</li> <li>(三) 交通設備、施設、電力設備、ガス設備その他易燃性・易爆性の設備を破壊すること</li> <li>(四) 水道、電気、ガス、交通、通信、ネットワーク等の公共サービスおよび管理システムを妨害・破壊すること</li> <li>(五) その他危険な方法で公衆の健康および安全に重大な危害を加えること</li> </ul> </li> <li>▪ テロ活動組織とは、上記犯罪を実施、または実施する意図を持ち、または参加、協力する組織を指す</li> <li>▪ テロ活動組織に訓練、武器、情報、資金、物品、労務、運輸、技術または場所などを提供する行為も犯罪にあたる</li> </ul>
外国勢力と結託し 国家安全に 危害を加える罪 の定義	<p>(第 29～30 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外国あるいは外国の機構、組織、人員のために、国家安全に関わる国家秘密や情報を窃取、偵察、買収、不法に提供する行為。外国あるいは外国の機構、組織、人員に対して実施を請求、あるいは外国あるいは外国の機構、組織、人員と共謀して実施、あるいは直接・間接に外国あるいは外国の機構、組織、人員の指示、コントロール、援助あるいはその他の形式の支援を得て実施する以下の行為は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 中国に対する戦争を発動、あるいは武力による威嚇する行為、中国の主権、統一</li> </ul> </li> </ul>

	<p>および領土の完全性に対する重大な危害を生み出す行為</p> <p>(二)香港特区政府および中央政府が制定し執行する法律、政策の進行に重大な妨害を行い、重大な結果をもたらす恐れのある行為</p> <p>(三)香港特区の選挙の実施に操作・破壊を行い、重大な結果をもたらす恐れのある行為</p> <p>(四)香港特区および中国に対し、制裁、封鎖を行い、あるいはその他敵対的な行動</p> <p>(五)各種の違法な方法により、香港特区居民の中央政府および香港特区政府に対する憎しみを煽り、重大な結果をもたらす恐れのある行為</p>
その他処罰規定	<p>(第 31～35 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家安全法違反の法人や組織に対しては、罰金を徴収し、営業許可やライセンスを取り消す</li> <li>▪ 香港永住権持たない個人が本法違反の場合、独立適用または強制出国(刑事責任を負わない場合でも)が可能</li> <li>▪ 本法に違反した場合、選挙立候補者になる資格を即時に喪失する</li> </ul>
本法適用範囲	<p>(第 36～38 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港特区内で本法が規定する罪を犯した者は如何なる人に対しても本法が適用される。犯罪行為あるいはその結果が香港特区内で発生する場合、香港特区内の犯罪と認定する</li> <li>▪ 香港特区永久性居民および香港で設立された企業・団体等が香港特区外で本法が規定する罪を犯した場合には、本法が適用される</li> <li>▪ 香港特区永久性居民でない人が香港特区外で本法が規定する香港を対象とした罪を犯した場合は、本法が適用される</li> <li>▪ 本法実施以降の行為に対して本法で定めた罰則を適用する</li> </ul>
管轄、適用手順	<p>(第 40～47 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「国家安全維持公署」が管轄権を行使する場合を除き、香港特区政府は本法で規定する犯罪事件の管轄権を行使する</li> <li>▪ 関連案件捜査時、警察などの執行機関により実行可能な措置： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)犯罪証拠が存在し得る場所、車両、船、航空機または電子設備の捜査</li> <li>(二)対象人物のパスポートの没収、出国を制限</li> <li>(三)関連資産の凍結や没収</li> <li>(四)情報発信者または関連サービス提供者に、特定情報の削除に協力を要請</li> <li>(五)外国及び域外組織に資料の提供を要請</li> <li>(六)行政長官の許可を得て、容疑者に対して通信の窃取や秘密監察を行う</li> <li>(七)関連情報を有する人物に対し、質問の回答と情報やモノの提供を要求できる</li> </ul> </li> <li>▪ 国家秘密情報の保護などを理由に、メディア在席や公衆傍聴などを禁止することが可能</li> <li>▪ 十分な理由がある場合を除き、容疑者の保釈を認めない</li> <li>▪ 行政長官自ら裁判官を指定し、国家安全関連の犯罪案件処理の責任を負わせる(代理裁判官、非常勤裁判官から指定することも可能)</li> <li>▪ 国家秘密情報の保護などを理由に、律政司の指示次第では陪審制が適用しない</li> </ul>
国家安全維持公署の設置	<p>(第 48～61 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中央政府により香港で「国家安全維持公署」を設立</li> <li>▪ 当公署の責務は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)情勢の分析、重要戦略と政策に意見やアドバイスを提供</li> <li>(二)香港政府責務の監督、指導、協調、支持</li> <li>(三)国家安全情報の収集及び分析</li> <li>(四)法に基づき、国家安全関連の犯罪案件の処理</li> </ul> </li> <li>▪ 以下の場合、当公署は管轄権を行使可能： <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)外国及び域外勢力による複雑な介入がある</li> <li>(二)香港政府が有効に本法を施行できない重大な状況</li> <li>(三)国家安全が重大な、かつ現実的な脅威に直面する状況</li> </ul> </li> <li>▪ 国家安全公署が管轄権を行使する場合、起訴、審判および刑罰執行などの法的プロセスは「中国刑事訴訟法」に基づく</li> <li>▪ 国家安全公署が公布の法律文書は、香港にて法律効力を有し、それに伴う措置は必ず遵守しなければならない</li> <li>▪ 国家安全公署が責務を遂行時、香港特区の管轄範囲に当て嵌まらない</li> </ul>
解釈権等	<p>(第 62～65 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 香港特区の法律と本法が不一致になる場合は、本法規定が適用される</li> <li>▪ 本法の解釈権は全人代常務委員会が有する</li> </ul>

### 3. まとめ

本法は香港立法会の審議を経ず、中国政府により直接香港基本法に挿入され、そのイレギュラーな立法プロセスのほか、中国政府出先機関である「国家安全維持公署」の設置や管轄権を行使する権力の付与、外国人の国外での違反事案も取り締まり対象になる域外適用など、当初想定された内容よりも厳しい結果となったとの指摘もある。本法の導入目的はあくまで治安維持であり、中国政府や香港政府が今まで主張してきた通り、香港のビジネス環境に打撃を与えるような意図は読み取れず、実際に本法の原文を解読しても経済活動については直接の制約が加えられていない。

そのため、法制度において金融取引を司るコモンローや紛争解決の仕組みには変更はないとされており、本法の導入によってビジネスに直接的な支障が生じる可能性は低いと思われ、当面は過度に懸念する必要はないと判断できよう。

一方で、本法は、中央政府の持つ裁量権と、法案の解釈余地の大きさに鑑みれば、市民の自己検閲などを通じて、香港の闊達な言論の自由に影響が生じ、政府反対活動やデモ集会などに対して様々な統制強化がより一層強まると懸念されている。これに対する国際的な反応、特に米国の具体的な制裁措置については、象徴的ではあるが経済に対する影響は限定的な制裁が想定されているが<sup>4</sup>、内容次第では香港のビジネス環境に一定の影響を及ぼす可能性もあり、引き続き情勢を注視する必要はあろう。

今後の香港のビジネス環境の展望としては、ビジネス分野における「一国二制度」は維持され、企業がビジネス活動への影響がないと判断するとともに懸念は沈静化していき、大規模な資本流出や人材流出は発生しないと見る。中長期的には、政治リスクを除いても、米中摩擦や新型コロナウイルスの影響により、消費・生産・物流の諸条件が大きく変わりつつあり、貿易・物流拠点としての香港の優位性を維持していくのは容易ではないであろう。一方、金融面においては、米国が強力な金融制裁を発動し、かつ欧州・日本などがその制裁に追随しない限り、香港の国際金融センターとしての機能が揺らぐことはないものとみられる。

しかしながら、今後の本法の運用で、ビジネス関連事案に対する中央政府の過度な介入など、ビジネス界の認識に変更を迫るような事象が生じた場合には、外資企業への影響を含むリスクシナリオの具現化を排除できない。

今後は、新たに制定された本法の運用に対して注目が集まるほか、米国による制裁によって香港のビジネス環境は一定の影響を受け得ることから、引き続き状況を注視することが求められよう。

以上

<sup>4</sup> 米国制裁措置の考察については、当室作成のニュースフォーカス 2020 年第 7 号をご参照：  
<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-07JP.pdf>

本資料は、参考のみを目的として、MUFG Bank, Ltd. (以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。本資料に含まれる情報は、当行が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

Copyright 2020. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.